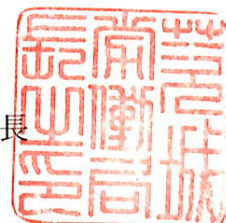




茨労発基 0222 第 14 号の 2  
令和 3 年 2 月 22 日

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会  
茨城支部 支部長 殿

茨城労働局長



事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件  
について

平素より、安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号。以下「指針」という。）について、事業者と医療保険者とが連携した健康保持増進対策がより推進されるよう、別紙 1 の新旧対照表のとおり指針の改正を行い、令和 3 年 4 月 1 日から適用されることとなりました。

改正内容については、厚生労働省労働基準局長から既に各関係団体の長あてに協力要請を行いました、別添令和 3 年 2 月 8 日付け基発 0208 第 2 号の記のとおりですので、了知いただくとともに、傘下会員等に対し周知方をお願いいたします。